

大分大学工学部教授会規程

平成27年3月24日制定 全部改正
平成27年工学部規程第1号

大分大学工学部教授会規程（平成16年工学部規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号。以下「法人教授会等規程」という。）第8条の規定により、工学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 学部長
- （2） 教授
- （3） 准教授
- （4） 講師
- （5） その他教授会が必要と認める者

（招集等）

第3条 議長は、原則として、毎月1回、教授会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に教授会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（代議員会及び専門委員会）

第4条 教授会は、法人教授会等規程第3条第1項の規定により、代議員会及び専門委員会（以下「代議員会等」という。）を置く。

2 代議員会等について必要な事項は、学部長が別に定める。

（会議の特例）

第5条 教授会は、法人教授会等規程第6条第3項の規定により、次の各号に掲げる事項については、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもって議決するものとする。

- （1） 本学部における主担当教員の編成に関する事項
- （2） その他学部長が必要と認める事項

（構成員以外の者の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（議事録等の作成）

第7条 議長は、教授会の議事録又は議事概要を作成する。

（事務）

第8条 教授会の事務は、理工学部事務部総務係において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年工学部規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年工学部規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。